

包括外部監査の結果に係る措置通知について

- 1 措置通知があった包括外部監査
令和6年度 「病院事業及び医療提供に係る事業の財務事務の執行及び管理について」
令和7年度 「公共施設等の管理運営に関する財務事務の執行について」
- 2 いわき市長から措置通知があった日
令和8年8月28日
- 3 措置通知の内容
別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(49 頁) 第 3 章 全庁的な取組みの状況 第 4 施設カルテ (施設カルテの財務情報の記載について) 個別施設類型における検討の結果、施設カルテの財務情報の誤記入といった課題が散見された。各施設の財務情報については、今後の公共施設等のあり方の検討等の資料とするといった目的に加え、施設使用料の決定の基礎とされているため、正確性を確保する必要がある。その一方で、事務負担の観点から、意思決定に重要な影響を与えない範囲での効率性の追求も実務上必要と考えられ、個別施設類型に係る事項において記載した指摘・意見については、効率性の観点も配慮し、今後の改善に努めて頂きたい。また、今後市の財務会計システムの更改等がある場合には、施設カルテの財務情報の作成を一定程度自動化できるような仕組みを構築することも有効と考えられることから、今後検討頂きたい。		〔措置した内容及び再発防止策〕 今回の事例を踏まえ、まずは各課に施設カルテの作成を依頼する際、改めて注意喚起を行い、誤記入の防止に取り組むこととします。 また、今後市の財務会計システムの更改等がある場合には、施設カルテの財務情報の作成を一定程度自動化できるような仕組みの構築について、検討します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(69 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 1 貸しスペース (外部専門家による詳細な劣化度調査について) 簡易劣化度診断において、4 公民館の総合劣化度は 140 点を超えている。文化施設で規模が大きく、植田公民館については基礎が d 評価となっている現状から、庁内だけの検討にとどまらず、このような施設の劣化度調査に精通した外部専門家に対して、詳細な調査と今後の応急的維持保全のためのコストの見積を依頼し、その結果に基づいた対応が望まれる。		〔措置した内容及び再発防止策〕 市職員による簡易劣化度診断のほか、民間事業者に委託し、一級建築士等の資格者による建築基準法第 12 条に基づき実施した点検の結果に基づいて、施設・設備の不備などについて、必要な改修等を実施しています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 生涯学習課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(70 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 1 貸しスペース (生涯学習プラザの施設カルテ「財務情報」の記載について) 生涯学習プラザは指定管理者により運営されているが、令和 5 年度の施設カルテの「財務情報」中、指定管理者の人件費相当額が二重に記載されていた。財務情報は施設のマネジメント等を考えた場合、重要情報の一つであり、記載には十分注意する必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 施設の運営に係る人件費が指定管理料に含まれる場合は、指定管理料として入力すべきところ、施設カルテの記入要領の人件費の項目に即し、生涯学習プラザの専従職員 6 名分の人件費を入力するものと誤認して入力していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 財務情報の支出項目に指定管理料があることを踏まえれば、人件費の入力が不要であることは明らかなことから、今回指摘のあった令和 5 年度について記載内容を是正しました。 なお、令和 6 年度以降の施設カルテ作成においては、すでに是正しました。 財務情報は施設のマネジメント等を考える場合の重要情報の一つであるため、今後は、入力内容の複数名での確認を徹底するとともに記載事項の考え方について確実に引き継いでまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 生涯学習課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(70 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 1 貸しスペース (複合施設内での公民館支出負担分の按分について) 各ふれあい館にある公民館や公民館内にある地区図書館について、共通経費である光熱水費等はふれあい館や公民館の所管課で負担しており、現状、各施設への按分まではされていない。各施設の収支を適切に把握して施設マネジメントに役立てるために、各所管課が協議した上で、適切な経費負担についての検討が望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 ふれあい館は支所やデイサービス、入浴施設等に公民館を複合した施設であり、ふれあい館を設置した際に公民館も改築移転されました。公民館移転当時から、光熱水費の請求先を一元的にして支払事務を効率化するほか、清掃や警備等の業務は、施設の構造上、按分できないことなどから施設所管課が一括して契約を行い経費を負担していました。なお、移転前には支所や公民館の所管課同士による協議を重ね、公民館の光熱水費等相当額予算の移管はあったと考えられます。 また、図書館は平成27年度まで、生涯学習課の所管施設であり、生涯学習課が光熱水費等の予算を管理していました。平成28年度から総合図書館の権限が強化され、総合図書館が独自に予算を管理するようになりましたが、地区図書館は、主たる建物が公民館であることや公民館長が図書館長を兼務していることなどを踏まえて、光熱水費や維持管理費等を生涯学習課が引き続き負担しているものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 事務の効率化の観点から支払事務は施設所管課が行うものの、複合施設内の地区公民館や地区図書館部分にかかるコストを適切に把握するため、関係課と協議を行い、床面積による按分で経費負担状況を管理することとしました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 生涯学習課

監査の実施年度 (令和7年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(71頁) 第4章 個別施設類型に係る取組みの状況 第2 文化施設・ホール 1 貸しスペース (公民館の今後の方向性について) 現状の個別施設計画の方向性では、公民館のほとんどは「あり方見直し」となっており、現在、生涯学習課内で「あり方庁内検討会議」を設置し、令和8年度末を目途に方針を定めることとしている。連絡調整館は今後も供用継続となることが予想されるが、文化センター及び内郷公民館を除き、総合劣化度は140点を超えており、安全性の観点から、その維持保全には十分留意する必要がある。また、地区公民館は稼働率が低い施設が多く、現在利用が少ない学生や勤労世帯のニーズに合ったメニュー開発などによる稼働率の向上が望まれ、それらでも稼働率が改善しない場合は供用廃止の検討も必要になる。	〔当該事項が発生した原因〕 連絡調整館はいずれも旧耐震の施設であるほか、その他の公民館についても建築から40年以上が経過しているものも多く、建物の老朽化が進行しているほか、トイレや空調など、施設や設備が時代のニーズに対応できていない館もあります。 また、公民館で実施する事業が主に平日昼間の開催であるため、受講者の固定化や偏り、高齢化に伴う利用者減少が課題となっています。 〔措置した内容及び再発防止策〕 (維持保全について) 連絡調整館については、市街地再生整備により集約・複合化を進めているところであり、現在、市街地再生整備の対象となっていない館についても、利用者の安全安心の確保のため、調査を実施し、適切な維持補修や必要に応じた長寿命化改修を行うこととしました。 (市民講座の立案) 市民講座の企画立案にあたっては、受講者の固定化の解消に向け、学生や勤労世代に向けた講座メニュー開発にも取り組んでいるところです。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 生涯学習課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(73頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 1 貸しスペース (集会所の有効活用について) 公民館を利用しない理由として、近く（もしくは通いやすい場所）にないとの声が聞かれ、また、公民館の複合化・集約化の過程で供用停止となる公民館が増加することも考えられ、各地区の地域公民館（集会所）を補完的に活用していくことも必要と考える。公民館が供用廃止となった場合でも、担当課は、公民館で市民講座やサークル活動ができなくなった住民のために、集会所でそれらが可能となるよう、集会所との調整役を担っていくことが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 公民館は社会教育法に基づく教育施設として、市民の教養向上、学習、文化活動等を目的として設置されています。一方で、集会所は地方自治法に基づき、地域振興のため、特定の地域住民を利用対象に設置されており、施設の設置目的や利用対象者等に相違があります。 〔措置した内容及び再発防止策〕 第六期生涯学習推進計画(平成30年度～令和4年度)において、地域の学習活動を推進するため、各公民館が調整役となって、地域集会所での公民館事業の実施や、地域集会所への市民講師の派遣を通して、市立公民館と地域集会所のネットワーク化を図るとしており、引き続きこれらの取り組みを進めてまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(85 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 3 ホール (外部専門家による詳細な劣化度調査の必要性について) 小名浜市民会館は築 65 年、勿来市民会館は築 58 年が経過し、定期法定点検・電気点検・消防点検等においても様々な指摘を受けている。庁内だけでの検討にとどまらず、このような施設の劣化度調査に精通した外部専門家に対して、早急に詳細な調査と今後の応急的維持保全のためのコストの見積を依頼し、その結果に基づいた対応が必要と考える。	〔措置した内容及び再発防止策〕 市職員による簡易劣化度診断のほか、民間事業者に委託し、一級建築士等の資格者による建築基準法第 12 条に基づき実施した点検の結果に基づいて、施設・設備の不備などについて、必要な改修等を実施しています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 観光文化スポーツ部 文化振興課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(88 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 3 ホール (小名浜・勿来市民会館の今後の方向性について) 両市民会館の供用継続については、今後実施される利用者等の意向調査も絡むが、両市民会館の老朽化の問題から、令和 10 年度の方針決定前に供用廃止の検討を迫られる可能性もあり、所管課としては、今後の供用廃止を見据えて代替施設の検討と他部との協議等、早急な対応が望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 小名浜市民会館 (昭和 35 年竣工)、勿来市民会館 (昭和 43 年竣工) とともに、RC 造の法定耐用年数を超過している状況にあります。 個別施設計画において「大規模な修繕が必要になった場合には、市公共施設等総合管理計画に基づき供用を廃止」としており、このため、緊急度の高い箇所については必要な修繕を行い、法定点検や市で実施する簡易劣化度診断を行いながら供用しています。 〔措置した内容及び再発防止策〕 小名浜市民会館については、小名浜地区公共施設再編計画の策定に伴い、令和 8 年度、施設の利用実態の分析や施設利用者等へのアンケート調査・意見交換を行うこととしております。それらの結果を踏まえ、供用廃止・代替施設も含めた検討を進めてまいります。 勿来市民会館については、老朽化は否定できないものの、利用にあたっての一定の安全性は確保されていることから、市公共施設等総合管理計画に基づき対応してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 観光文化スポーツ部 いわき芸術文化交流館

監査の実施年度 (令和7年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(90 頁) 第4章 個別施設類型に係る取組みの状況 第2 文化施設・ホール 3 ホール (いわき芸術文化交流館アリオスの今後のアンケート調査について) 入場者数等はコロナ禍前の令和元年度までには回復していない。現在、アリオスでは、自主事業への来館者及び貸館利用者に対するアンケートを行っているが、今後は、利用者のみならず、一般の市民からも意見やアイデアを入手した上で、毎年の施策に取り入れ、さらなる利用状況等のアップに努めることが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 当館の運営や事業等については、貸館利用者や自主企画事業の観覧者及び参加者にアンケートを実施し、学術機関等と連携して事業の評価を行い、各種事業に反映しているところではありますが、来館者数等においてコロナ禍以前まで回復していない状況です。 *利用者数は回復しています。 〔措置した内容及び再発防止策〕 これまでも利用者アンケートに加え、当館への認知不足や関心の低さから、未だ当館を利用したことのない潜在的利用者を対象としたアンケート調査を実施してきたところです。今後も引き続き、幅広くアンケート調査等を実施し、利用者等のニーズの把握に努め、有効な意見については、当館の運営や事業企画等に反映させることで、来館者及び利用者の増加につなげていきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 いわき総合図書館

監査の実施年度 (令和7年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(96頁) 第4章 個別施設類型に係る取組みの状況 第2 文化施設・ホール 4 図書館 (地区図書館の収支の施設カルテ上の開示及びコストの把握方法について) 地区図書館の収支は個別に把握されているが、施設カルテは図書館全体で記載されており、各図書館の収支は開示されていない。施設カルテ上も、図書館毎での開示について検討頂きたい。また、公民館に併設されている地区図書館について、光熱水費等の共通経費は公民館の経費として計上され、地区図書館には按分されていない。収支を適切に把握して施設マネジメントに役立てる観点から、適切に按分することを検討頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 施設カルテの公表範囲等については、施設マネジメント課の所管となっており、これまでは図書館全体で記載と整理されていたものです。 また、図書館は平成27年度まで生涯学習課の所管施設であり、生涯学習課が光熱水費等の予算を管理していました。平成28年度から総合図書館の権限が強化され、総合図書館が独自に予算を管理するようになったが、地区図書館は主たる建物が公民館であることや、公民館長が図書館長兼務であること等を踏まえて、光熱水費や維持管理費等を生涯学習課が引き続き負担しているものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 施設カルテの図書館毎の開示については、施設マネジメント課と協議の結果、より適切な施設状況等の把握のため、現状で把握可能な収支については地区図書館についてもそれぞれ施設カルテを作成することとなりました。 また、公民館と地区図書館の光熱水費等の按分については、事務の効率化の観点から支払事務は生涯学習課が負担するとしても、施設のマネジメントを考える上で、地区図書館部分にかかるコストを個別に把握する意義はあると考えられるため、生涯学習課と協議を行い床面積による按分で経費状況を把握することとしました。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 いわき総合図書館

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(97 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 4 図書館 (今後のアンケート調査について) 市立図書館の来館者数、有効登録者数、図書貸出冊数は、いずれも長期的には減少傾向にある。平成30年度に来館者を対象に利用者アンケートを実施しているが、その後実施していない。今後は、利用者のみならず、一般の市民からも意見やアイデアを入手し、毎年の施策に取り入れ、利用状況等の改善に努めることが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い令和元年度～3 年度にかけ休館や開館時間の変更等があり、また、その後も感染症対策を行いながらの図書館運営となったため、平常時におけるアンケート実施が困難であったことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 市民の図書館利用の実態、潜在的なニーズ、及び現行サービスに対する具体的な課題等を把握し、今後の市立図書館の効率・効果的な運営の基礎資料とするため、令和 8 年 7 月～8 月に Web 及び市立図書館全館（移動図書館含む）において「市立図書館市民アンケート調査」を実施することとしています。 調査結果については分析を行い、「また来なくなる、みんなの役に立つ、未来の市民をはぐくむ図書館」づくりのための資料として活用することとしています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 いわき総合図書館

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(98頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 4 図書館 (電子図書館及び移動図書館サービスについて) 電子図書館は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を主な目的として、令和 3 年12月から運用が開始されたが、利用状況は伸び悩んでいる。今後、コンテンツの内容と利用傾向を分析して対策を講ずることが望まれる。また、移動図書館は、図書館が遠く直接利用が難しい人のために、専用車で市内を巡回、本の貸出を行うサービスであるが、平成27年度と比較して令和 6 年度の貸出冊数は平成27年度比で約80%程度となっている。移動図書館は生涯学習等に重要な施策と考えられることから、さらに利用者のニーズを汲み取って運用を継続していくことが望まれる。		〔当該事項が発生した原因〕 電子図書館については、導入より 4 年以上が経過し、利用者が繰り返し利用したいと思えるようなコンテンツの充実や新規利用者の確保に努めているものの、期待するような反応が得られていないことから、市民に向けた周知方法に課題があるものと考えます。 移動図書館の貸出冊数の減については、市立図書館全体の令和 6 年度貸出冊数においても平成27年度比で約70%程度となっていることから、市立図書館全体の課題となっています。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 8 年 7 月～8 月にWeb及び市立図書館全館において「市立図書館市民アンケート調査」を実施予定であり、電子図書館や移動図書館に関する利用者ニーズについても汲み取っていくこととします。 電子図書館については、利用傾向を分析した結果、学校現場への浸透を通じた利用率の向上に取り組んでおり、令和 8 年度予算ではライセンス購入費用を増額し、学校での利用を見込んだ「読み放題パック」を増やすことで、児童生徒の読書環境の充実を図りました。 また、学校司書研修会等において電子図書館の利用案内やコンテンツの紹介を行いました。 移動図書館については、スマホ市役所を活用した広報や、中山間地域においてお知らせ回覧を行うなど利用促進を図っています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 観光文化スポーツ部 美術館

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(127 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 4 観光誘客・健康施設 1 観覧施設 (美術館の収支把握について) 施設カルテの財務情報について、収入については企画展を含む全ての収入を集計しているのに対し、コストは施設の運営・維持のみを集計し、企画展の費用などは除外しているため収入と費用が対応していない。また、指定管理施設の場合、指定管理料には企画展に係る費用も含まれているため、直営施設と指定管理施設でコストの捉え方が異なっている。さらに人件費はモデル値を使っているため実際の費用と差が生じている。施設のあり方を検討する際により実態に即して判断できるように、施設にかかったすべての費用を集計することが望ましいと考える。	〔当該事項が発生した原因〕 施設カルテの作成にあたっては、照会の際に示された記入要領に従い記入、作成を行っています。 これまでは、記入要領の人件費の項目にある、施設の維持管理を担当する職員分のみを計上していました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後は、人件費について、美術館職員全体の人数分を計上することとします。 その際、全施設一律のモデル値を使用することが合理的であるため、モデル値を使用することとします。 また、収入と支出のコストが対応するよう、企画展に係る費用についても計上することといたします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 観光文化スポーツ部 美術館

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(130 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 4 観光誘客・健康施設 1 観覧施設 (美術館の行政財産貸付の有償化について) 現在、1 階に出店している飲食店は、光熱水費使用分は実費分を負担しているものの、赤字経営の場合は賃料が 100%減免されることとなっており、過去 5 年間にわたり賃料は減免されている。飲食店の設置を来館者向けのサービスの一環として位置付けて、このまま無償とすることも考えられるが、魅力ある店舗に出店してもらうことで施設全体の集客効果を上げることが期待できる。貸付スペースは美術館の来館者以外が入店することも可能であり、美術館の財源とするためにも、今後有償化について検討頂きたい。		〔当該事項が発生した原因〕 現在の使用者に対しては、行政財産の使用許可で対応しており、赤字経営が続いていることから、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて(平成 25 年 10 月 25 日付け 25 管号外)」に基づき、100%減免となっています。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 8 年 5 月、公募型プロポーザル方式により、食堂部分を運営する新たな事業者の募集を行い、同年 6 月に審査委員会を開催、新たな事業者を選定したところです。 なお、新たな事業者については、行政財産の貸付料を設定した形で公募を行ったことから、貸付(有料)とすることで現在、協議を進めています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部 保健福祉課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(137 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 4 観光誘客・健康施設 2 ヘルスプール (健康・福祉プラザの収支把握の方法について) 健康・福祉プラザは、ヘルスプール、宿泊施設、デイサービスの施設が複合している。サウンディング型市場調査の結果から、デイサービス以外を除けば参入できるという意見もある。よって、今後のあり方を検討する上で有用な情報が得られると考えられることから、ヘルスプール・宿泊施設とデイサービスを分けて収支を把握することが望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 健康・福祉プラザの収支の把握については、これまでも、指定管理者からの報告により、施設ごとに収支を把握していましたが、同じ建物内にある 2 施設を、同一の指定管理者が管理していたため、光熱費等の一部経費については按分により経費を計上するなど、厳密なものとはなっていなかったことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度において、サウンディング型市場調査の結果等を踏まえ、ヘルスプール・宿泊施設とデイサービスを分割して指定管理者を公募した結果、令和 8 年度からは、ヘルスプール・宿泊施設とデイサービスとで、別個の指定管理者が運営することとなったため、それぞれの施設の収支を分けて把握できるようにしています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 保健福祉部 保健福祉課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(139 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 4 観光誘客・健康施設 2 ヘルスプール (健康・福祉プラザの施設の移譲時期について) 市では令和 8 年度から指定管理期間が終了する令和 13 年 3 月に向けて施設移譲を指定管理者と協議することとしているが、指定管理期間が終了するのは 5 年後となっており、現状の施設の赤字は 5 年間続くことになる。市の負担を少しでも減らすために、早期に指定管理者との協議を開始し、指定管理期間の終了を待たずに早期に移譲若しくは廃止を判断することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 令和 7 年度は、施設のあり方の見直し等を検討している段階だったことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 8 年度からの指定管理者の公募においては、市と、民間移譲等に向けた協議や、必要な調整を行うことを要件とし、事業者の選定を行っています。 新たな指定管理者は黒字化に向けた事業計画を立案し、集客増に向けた設備改修や新メニュー開発、若者世代へ向けたアプローチの強化などによる収益の増を図る一方、デジタル化等による経費削減に取り組んでいます。 市としても、こうした状況を踏まえながら、経営状況等を注視しつつ、指定管理者と民間移譲等に向けた協議を開始しています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部 保育・幼稚園課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(156 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 5 幼稚園・保育所 (修繕計画の作成について) 市は多様な施設を有し、予算の制約から整備に優先順位を付けざるを得ない状況にあることは理解されるが、毎年実施される簡易劣化度診断において「D」判定が付された箇所に対し、具体的な修繕計画が存在しないことは望ましくない。簡易劣化度診断の結果を十分に活用し、担当課が修繕計画を作成・管理することで、適時かつ計画的な修繕を推進することが望ましい。また、劣化箇所の修繕計画や進捗状況を市民に対して適切に情報公開し、施設を利用する園児の安全確保などの点で理解を得ることが重要であると考えます。		〔当該事項が発生した原因〕 大規模な修繕については、予算の制約によりこれまで実施できずに積み残されてきた箇所が多数ある中で、さらに簡易劣化度診断結果を踏まえた箇所を含めて、後年度に施設（建物）の長寿命化対策事業として予算化し、施設の個別施設計画に反映させることは、予算の制約により現実的に困難であったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 大規模な修繕については、直近で実施した簡易劣化度診断の結果を活用するなどし、令和 9 年度に施設（建物）の長寿命化対策事業として検討・選定のうえ予算化し、施設の個別施設計画に反映させ、市民へ公表するとともに、個別施設計画に基づき、適切に実施していきます。 また、軽微な修繕についても、直近で実施した簡易劣化度診断の結果を活用するなどし、令和 9 年度に経常的な維持補修内容に反映させ、計画的に実施していきますが、事務負担軽減の観点から、公表については行わないものとしております。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部 保育・幼稚園課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(157 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 5 幼稚園・保育所 (施設別収支の把握の徹底について) 幼稚園及び保育園の各施設に係る施設カルテの財務情報について、収入や支出の記載漏れがあり、施設別の収益および費用の実績が網羅的に反映されていない。施設毎の正確な収支状況を反映できるような管理体制の構築を図るべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 施設カルテの財務情報の作成において、事務担当者ごとに、施設カルテに記載 (計上) する収入・支出に関する認識の相違・不足があったことや、事務担当者間での連携不足により、収入や支出の記載 (計上) 漏れが生じたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 今後、施設カルテの財務情報の作成にあたっては、収入・支出の記載 (計上) 漏れがないよう、ミスが起きにくい仕組み (ルール化、チェックリスト化等) を構築するとともに、事務担当者間で連携を図ることにより、再発防止に努めていきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 こどもみらい部 保育・幼稚園課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(159 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 5 幼稚園・保育所 (施設毎のロードマップの記載の検討について) 幼稚園のうち「あり方見直し」となっている施設の個別施設計画のロードマップについて、短期及び中期には記載がなく、令和 13 年度以降に当たる長期に「あり方検討」とのみ記載がされているが、現状の記載は短期及び中期は何も検討しないと誤解を与える可能性がある。長期にあり方見直しとなっている玉川、西小名浜、藤原幼稚園については、園児数が市立幼稚園の中では現状多いものの、西小名浜、玉川の就園率は 30%未満となっている状況を鑑みれば、将来の施設の運営コストを抑制するためにも早期に検討に着手することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 長期にあり方見直しとなっている玉川、西小名浜、藤原幼稚園について、当面 (短期・中期) は再編基準に基づく対応を要することなく、令和 12 年度までは当該 3 園の運営・管理を維持していく見込みであることから、施設の個別施設計画のロードマップに特段の記載をしていなかったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当面 (短期・中期) は当該 3 園の運営・管理を維持していく見込みではありますが、少子化の影響により、とりわけ公立幼稚園の園児数が急激に減少している状況を踏まえ、当該 3 園を含めた公立幼稚園のあり方を現在検討しています。 今後、毎年度実施している施設の個別施設計画のローリングの中で、現在の検討状況を反映させ、施設毎のロードマップに記載します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(173頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 1 小・中学校 (劣化度診断等で発見された問題への対応について) 施設の劣化度診断や法令点検等で発見された問題については、学校支援課及び施設整備課が優先度を検討し、緊急性の高い問題については、早期に改善措置に取り組んでいるとのことであるが、火災時に重大な事故につながる恐れのある発見事項が、順次対応予定と先送りされている現状がある。築年数の古い学校の数が多く、建物の不具合が多いことが原因と考えられるが、各学校で発見された問題を集約化し、対応の優先度を付けた発見事項の管理を行うべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 施設の不具合事項が多く、確認に漏れがあり見落とししたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 見落としをしていた事例については、すでに対応済み、又は修繕に向けて対応を進めています。 令和 7 年度から公共施設（本庁舎、幼稚園・保育園、公民館、小・中学校など）の維持管理における効率化、管理水準及び安全性を向上させるため、施設の保守点検等業務と修繕業務を一括して民間に委託する「市包括施設管理業務委託」を実施しています。 同委託において、包括管理センターが各学校での不具合等の発見事項の集約化を行うこととなっています。 簡易劣化度診断についても、包括管理センターの対象業務に含まれていることから、簡易劣化度診断で発見された各施設の問題については、施設マネジメント課と連携を図り、対応を進めていきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(174頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 1 小・中学校 (光熱水費の把握方法について) 施設カルテに集計されている光熱水費は、学校毎に発生した光熱水費を集計している。簿冊を確認した結果、電気料の入力誤りがあった。単純な入力ミスとのことであるが、各施設の光熱水費を入力後に、事業費とのトータルチェックを行うべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 施設カルテの作成時、トータルチェックを行わずに誤りを見落としたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 担当者と係長などの複数人で確認を行うこととし、見落としを防止していくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(174頁、176頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 1 小・中学校 (修繕料の把握方法について) 施設カルテに集計されている修繕料は、学校毎に発生した修繕料を集計しているが、一部学校給食共同調理場の修繕料が各学校に一律に按分されている。学校給食共同調理場の修繕料の予算不足のため、小学校の管理費を流用したことが原因である。施設カルテの集計では、学校給食共同調理場の修繕料は除くべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 予算執行を小学校管理費で行っていたため、同管理費の執行額と、施設カルテの総費用を合わせる必要があると認識していたことにより、小学校の費用に計上してしまったものです。 また、学校給食共同調理場の修繕料については、緊急の対応が必要だったため、小学校管理費にて執行してしまったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 施設機能が異なる修繕費用は含めないよう改めることとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(175頁、176頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 1 小・中学校 (委託料の把握方法について) 施設カルテに集計されている委託料は、学校毎に発生している個別の委託料と複数の学校を対象としている一括契約の委託料が集計されており、一括契約の委託料については、対象の施設数で按分されている。一括契約のいわき市立小中学校用務業務委託の委託料等について、廃校により委託業務が行われていない学校に対しても委託料が按分されている。一括契約の按分については、業務を実施している学校に按分すべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 対象の施設数を按分する際、廃校となった施設を見落とし計上してしまったものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 担当者と係長などの複数人で確認を行うこととし、見落としを防止していくこととします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(182頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 2 学校給食共同調理場 (劣化度診断等で発見された問題への対応について) 大規模改修については、施設毎に計画が策定されているが、劣化度診断で発見された各施設の問題については、優先度が明確化されておらず、対応時期の具体的な計画が策定されていない。現状の 7 施設のうち 4 施設は、築年数が 40 年以上と古い施設であることから、多くの発見事項があるが、限られた予算の範囲で対応するためには、発見された問題を集約化し、対応の優先度を付けた発見事項の管理を行うべきである。	〔当該事項が発生した原因〕 市内 7 施設の修繕個所については、具体的な計画は策定していませんが、限られた予算の中で必要な修繕について対応してきました。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 7 年度から公共施設の維持管理における効率化、管理水準及び安全性を向上させるため、施設の保守点検等業務と修繕業務を一括して民間に委託する「市包括施設管理業務委託」を実施しています。 同委託において、包括管理センターが各学校での不具合等の発見事項の集約化を行うこととなっています。 簡易劣化度診断についても、包括管理センターの対象業務に含まれていることから、簡易劣化度診断で発見された各施設の問題については、施設マネジメント課と連携を図り、対応を進めていきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(183頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 2 学校給食共同調理場 (人件費の把握方法について) 施設カルテに集計されている人件費のうち、施設所長、事務職員の給料については、均等割により按分しているが、会計年度職員のみ集計が行われており、正規職員の給料が集計されていない。人件費については、会計年度職員だけでなく、正規職員も集計すべきである。また、調理員の報酬については、調理員は年度で異動が多いため、各調理場の定数により各調理場に按分しているが、定数と比べて実際の職員数が少ないことから、按分比率が実態と乖離している。人件費の按分では、実際の職員数で按分することが望ましい。		〔当該事項が発生した原因〕 人件費の集計方法について、認識が誤っていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 正規職員も集計することとし、会計年度任用職員については、実数により集計することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(184頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 2 学校給食共同調理場 (修繕料の把握方法について) 施設カルテに集計されている修繕料は、学校給食共同調理場毎に発生した修繕料のほか一部施設数で均等に按分した修繕料を集計している。しかし、各施設に均等に按分されている学校給食用コンテナ修繕について、実際に業務が行われていない調理場に按分されている。また、見積書等で各調理場の内訳が把握できる状況にも係らず、均等割で按分が行われており、実際の発生額と乖離している状態である。一括で契約している修繕料については、業務が行われた施設毎に集計すべきである。また、施設毎の金額が見積書等で把握できる場合は、均等割ではなく、実際の発生額を各施設に集計すべきである。		〔当該事項が発生した原因〕 令和 5 年度の学校給食用コンテナ修繕の費用については、勿来学校給食共同調理場を除いた調理場ごとの修繕費で振り分けすべきところ、全施設の均等割りで振り分けを行っていたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 実際に業務が行われている調理場にのみ記載することとし、実際の発生額を各施設に集計することとします。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(185頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 2 学校給食共同調理場 (個別施設計画の進捗管理について) 個別施設計画で移転改築又は統廃合を計画している平南部、四倉、平北部、三和学校給食共同調理場については、令和 6 年度にPFI等の導入可能性調査を実施し、移転改築及び統廃合の整備手法を検討している。個別施設計画、令和 6 年度中に平北部学校給食共同調理場の整備手法の決定が計画されているが、統合方針の変更に伴い整備手法の決定が遅れている。既存の学校給食共同調理場については、築年数が古く施設の劣化による不具合や学校給食衛生管理基準の不適合の状況が顕在化していることから、衛生面から早期に供用開始ができるよう進捗管理を実施することが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 新たな調理場の整備にあたっては、2 場再編に加えて、4 場再編についても検討してきたことや、整備・運営手法や発注方式について、本市における最適な手法の検討を慎重に行ったため、決定が遅れたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和12年 4 月の供用開始を目指して、事務を進めています。 また、令和 7 年度末にアドバイザー業務委託を締結し、専門のコンサルタントの支援を受けながら、業務の進捗管理を実施しています。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(223 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (支所機能のあり方について) 総合管理計画における今後の取組内容として、「支所が担うべき機能や適正配置などのあり方を整理」とされており、建物を所有しないあり方として DX 推進やアウトリーチなどが施策として検討されているほか、民間事業者等による提供が可能なサービス・機能については、積極的に民間活力を活用することを検討するとしている。現在進められている常磐支所の複合化に際して、全市として将来予想される支所として建物を用いたサービスのあり方を整理した上で、支所の施設の適正規模を検討し、これを先行事例として今後の支所の施設のあり方の検討を進めることが望まれる。		〔措置した内容及び再発防止策〕 常磐支所は観光振興課温泉地活性化推進担当主導で（仮称）常磐地区交流拠点施設整備 PPP/PFI 事業が進行中であり、新支所も複合化施設内に整備される予定であることから、引き続き関係課と連携し、円滑な整備に向けて取り組んでいきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(224 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (劣化度診断報告書に貼付する写真について) マニュアルでは、劣化度診断報告書における評価点 d (施設運営に支障が出ている劣化) となった場合は、劣化度診断報告書に写真を貼付することになっている。昨年度と状況に大きな変化がない場合は、過去の写真を再度使用している事例があった。対象箇所の現状を写真に残すことの意義を踏まえ、d 評価となった場合で、劣化状況が著しい箇所については、毎年度調査の際には、新たに撮影して写真を貼付する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 担当者の認識不足により昨年度と状況に大きな変化がない場合は、過去の写真を再度使用していたものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該事務は、令和 7 年度から包括施設管理業務委託に移行したため、当課で作業をすることはなくなりましたが、今回の指摘を公共施設包括管理センターや施設マネジメント課と情報共有し、適正に対応していきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(225 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (劣化度診断報告書における写真の貼付漏れについて) 内郷支所の劣化度診断報告書について、写真の貼付を失念している事例があった。写真を貼付する必要がある設備については、簡易劣化度診断マニュアルに沿った対応が必要である。また、休止措置とした設備については、どのように報告するかを施設マネジメント課と検討する必要がある。	〔当該事項が発生した原因〕 担当者等の失念によるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該事務は、令和 7 年度から包括施設管理業務委託に移行したため、当課で作業をするとはなくなりましたが、今回の指摘を公共施設包括管理センターや施設マネジメント課と情報共有し、適正に対応していきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 総務部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(225 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (部位別劣化度の記載について) 令和 5 年度の四倉支所について、部位別劣化度の「その他」が B 評価となっていたが、「その他設備」は該当がなく、誤った入力となっていた。総合劣化度は、構造以外が 62 点から 61 点となり、総合劣化度の変動は 1 点であり影響は限定的であるが、今後は入力誤りがないように、入力後の確認を徹底する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 担当者等の失念によるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 当該事務は、令和 7 年度から包括施設管理業務委託に移行したため、当課で作業をするとはなくなりましたが、今回の指摘を公共施設包括管理センターや施設マネジメント課と情報共有し、適正に対応していきます。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(226 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (各支所等の人件費について) 支所、環境監視センターの維持管理業務担当職員については、いずれも庁舎管理、施設管理以外の業務も行っており、施設カルテの記入要領では、専従でない場合は人件費に業務割合を乗ずる等の方法により人件費を算出することとしているが、これらの施設は、複数人で施設管理業務を行っているという業務量を 1 人工と判断してモデル値をそのまま採用している。記入要領における人件費の算出は、実際の事務の手間等に応じて例示以外の方法が許容できることが記載されているが、実態判断による人件費の算出までは規定されていない。判断により人件費を算出することも許容できるのであれば、その旨を記載しておくことが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 担当体制が流動的である場合や、兼務職員の従事割合 (按分基準) が明確でない場合には、各所管部課の判断により算定することも運用では可としていましたが、記入要領に明記しておりませんでした。 〔措置した内容及び再発防止策〕 施設の運営および維持管理業務に係る人件費の算定に当たっては、当該業務を担当する専従職員又は兼務職員に係る人件費を計上することを原則としています。 そのため、施設カルテの作成を依頼する際には、各所管部課の判断により人工数を定めることができる旨を記入要領に明記し、算定の適正化を図ります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 市民協働部 消費生活センター

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(227 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (消費生活センターの人件費について) 消費生活センターの令和 5 年度の人件費について、施設の運営、維持管理に係る業務を担当する職員の人件費を計上すべきところ、会計年度任用職員を含めた総人件費を計上していた。入力結果については、入力内容を確認し、適切な是正を求める体制を構築する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 回答作成時、記入要領の確認が不十分であったため、会計年度任用職員を含めた令和 5 年度職員人件費総額で回答したものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 令和 5 年度の施設カルテについては、修正し、施設マネジメント課に再掲載の依頼をしました。 今後は、関係資料を十分に確認し、適切な算定を行うとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底してまいります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部 環境監視センター

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	(228 頁) 第 4 章 個別施設計画に係る取組状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (環境監視センターの人件費について) 令和 6 年度の人件費について、大気常時監視測定局(大原局)に係る人件費が含まれている。庁舎内に大気常時監視測定局(大原局)が併設されているようであるが、施設カルテの棟情報に当該測定局は含まれていないため、測定局の人件費は除外すべきある。	〔当該事項が発生した原因〕 環境監視センター庁舎内に併設されている大気汚染常時監視測定局(大原局)は、庁舎の施設カルテの棟情報に含まれていないが、併設されている状況から、庁舎管理の人件費と合わせて算出していたことによるものです。 〔措置した内容及び再発防止策〕 次年度以降、大気汚染常時監視測定局(大原局)の人件費は、環境監視センター庁舎管理の人件費から除外します。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 消防本部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(245 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 2 消防庁舎 (部位別劣化度の結果について) 消防本部・平消防署統合庁舎について、令和 5 年度の劣化度診断報告書の一部が、部位別劣化度その他の結果に反映されておらず、欠落していた。「診断」ボタンを押さずに点数表シートが算出された点数を直接入力しており、転記の際に入力ミスがあったものとのことである。これによって構造以外の点数が 54 点から 55 点になり、今回の影響は 1 点であり総合点数にはほぼ影響はないものの、転記ミスにより点数に影響を及ぼすことは十分にありうるため、今後は入力ミスが無いように確認を徹底すべきである。		〔当該事項が発生した原因〕 今回の事案は、様式内にある「診断」ボタンを押さずに点数表シートが算出した点数を誤入力したことによる人的ミスが原因と考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 消防本部においては、令和 7 年度から簡易劣化度診断を公共施設包括支援センターへ委託しているため、今回の事案等を公共施設包括支援センターと共有することにより再発防止を図ります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 消防本部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(245 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 2 消防庁舎 (評価対象施設の評価について) 令和 5 年度と令和 6 年度の部位別劣化度を比較した結果、令和 5 年度は形式的に評価対象物がないにも関わらず、令和 6 年度で評価されているものがあった。消防設備の整備・営繕を所管する消防本部総務課では、各署所で実施した調査内容の確認を行っていなかった。今後は調査者により評価対象が異ならないように、消防本部総務課で実施状況の確認をする必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 今回の事案は、評価対象を正しく把握しておらず誤評価してしまったことが原因と考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 消防本部においては、令和 7 年度から簡易劣化度診断を公共施設包括支援センターへ委託しているため、今回の事案等を公共施設包括支援センターと共有することにより再発防止を図ります。	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 消防本部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1) ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(246 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 2 消防庁舎 (劣化度診断報告書に貼付する写真について) マニュアルでは、劣化度診断報告書における評価点 d (施設運営に支障が出ている劣化) となった場合は、劣化度診断報告書に写真を貼付することになっている。昨年度と状況に大きな変化がない場合は、過去の写真を再度使用している事例があった。対象箇所の現状を写真に残すことの意義を踏まえ、d 評価となった場合で、劣化状況が著しい箇所については、毎年度調査の際には、新たに撮影して写真を貼付する必要がある。		〔当該事項が発生した原因〕 今回の事案は、毎年度の調査において、新たに撮影した写真を貼付する必要があるにもかかわらず、状況に大きな変化がないことから写真更新を省略してしまったことが原因と考えられます。 〔措置した内容及び再発防止策〕 消防本部においては、令和 7 年度から簡易劣化度診断を公共施設包括支援センターへ委託しているため、今回の事案等を公共施設包括支援センターと共有することにより再発防止を図ります。	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(42 頁) 第 3 章 全庁的な取組みの状況 第 1 エリアマネジメント (エリアマネジメントの取組みの推進について) 現在、小名浜、常磐、四倉地区では施設の複合化など再編に向けた市民対話が行われており、また、中山間地域については施設の統廃合が既に進められているが、勿来、内郷地区においても、施設の老朽化が進んでおり、市民の理解を進めるために、早期に対話集会等を開催し、エリアマネジメントの取組みを推進できるよう市の体制を強化されることを期待したい。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 公共施設のエリアマネジメントの取組みは、行政のみならず地域住民の皆様や民間事業者等を巻き込み、まちのあり方そのものを中長期的かつ多角的な視点から検討するものであり、市にとっては多大な財政負担も伴う非常に重要な取組みであると認識しております。 勿来・内郷地区につきましても、市として取り組んでいく必要性は認識しておりますが、限られた行政資源のもとでは、各地区の特性や各地区の課題を俯瞰した上で優先順位を設定し、順次実施せざるを得ない状況にあります。 市としては、当面は現行の対応を継続することとし、全市的な優先順位を踏まえながら、機会を捉えて取り組んでまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(57 頁) 第 3 章 全庁的な取組みの状況 第 6 未利用財産 (未利用財産の積極的な払下げの推進について) 現在、遊休地については売却可能な土地については順次売却が進められている一方で、廃止施設の中には解体予算が確保できず、長期にわたり解体に至っていない施設もある。施設のあり方見直しに伴い、廃止施設の増加が予想される中で、財源確保のためにも、売却可能性が認められる施設・土地について、優先的に解体予算を確保するなど、引き続き積極的な払下げを進めて頂きたい。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 売却可能性が認められる施設・土地について、危険度、周辺への影響等を踏まえ優先順位を整理し、優先度の高いものから順次解体に着手できるよう進めておりますが、予算に限りがありますことから、引き続き、解体予算の確保について対応してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 市民協働部 地域振興課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(81 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 2 文化施設・ホール 2 集会所 (集会所の今後の方向性について) 令和 7 年 4 月現在で 38 施設ある市立集会所は、自治会へ譲渡する方針であり、自治会への意向調査、譲渡協議を行っている。協議が長引けば施設の劣化が進み、譲渡時の修繕費が増加することも予想されることから、地区の意向を確認しつつ、他所管課も交え代替施設の検討等も迅速に進めていくことが望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 市立集会所については、「市公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画」に基づき、無償譲渡又は解体を基本として、自治会と協議を進めてきたところです。 近年、自治会加入率は低下しており、自治会からは、運営を支える会費収入が減少しているため、譲渡を受けた場合の維持管理費や将来の解体費を負担することに関して不安視する声が聞かれます。 そのため、市では、近隣施設等代替施設の検討なども含め、自治会と丁寧な話し合いを進めており、また、自治会でも地区住民の同意を得るための説明を行っており、自治会との協議、合意形成に時間を要しております。 今後におきましても、引き続き自治会と丁寧な話し合いを行い、住民の理解が得られ合意形成が図られた施設から順次、個別施設計画へ反映し、解体又は譲渡に向け対応してまいりたいと考えております。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和7年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(90 頁) 第4章 個別施設類型に係る取組みの状況 第2 文化施設・ホール 3 ホール (各部署が所管するホールの一元管理について) ホールを含む施設の所管課は各施設の主要機能により分かれている。今後、施設の複合化が進む方向の中で、複合施設の所管部をどうするかという問題はあるが、特にホールに関しては、特殊な建造物であり、維持管理は統一的に実施したほうが効率的であること、市全体としてのホールの利用動向や適正規模の把握が必要であることから、一つの部署での一元管理について検討頂きたい。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 個別施設計画の機能類型に示す「ホール」は、音楽ホール・音楽堂と呼ばれるような、楽器演奏に対応した音響設備や防音設備等を備える施設を指しております。一方、例えば、内郷コミュニティセンターのホールは、大部屋の会議室・講堂に近い性格を有しており、音楽ホールとは性質を異にします。 各施設における用途や設備仕様は多様であり、運営・維持管理の業務スキームも異なることから、それぞれの施設特性に応じた手法により適切に維持管理を行っております。 このため、「ホール」という名称に着目して施設を一元管理することは、必ずしも適当ではない場合があると認識しております。 市としては、引き続き、将来の人口動態や各施設の利用状況、DX を踏まえた行政サービスの提供体制等の観点から施設の適正規模を見極め、公共施設の最適化に取り組んでまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(115 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 3 スポーツ施設 (平野球場の早急な対応の必要性について) 平野球場は旧耐震基準で築 65 年を経過しており、総合管理計画上の基準では「あり方見直し」とするべきと考えるが、現時点の個別施設計画では「現状維持」となっている。他野球施設等のあり方とともに整理し、建替えの必要性を検討すると伺っているが、現状維持でも耐震工事が必要であり、早急に対応方針を決定することが望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 市では、平野球場を含む市内体育施設の最適化と上荒川公園の再整備を進めるため、「体育施設ストック最適化」及び「(仮称) 上荒川公園再整備」の対応方針を令和 10 年度末までに策定することとし、現在取組を進めております。 特定の施設のみを切り離して対応方針を決定するのではなく、各施設の状況や関係性を踏まえ、全体としてあり方を整理することが適切と考えております。そのため、平野球場については、他の野球場を含む市内体育施設の利用状況や施設の老朽化状況等を踏まえ、市全体の体育施設の最適化の中で今後のあり方を検討しているところです。 このため、引き続き、令和 10 年度末までの対応方針の策定に向けて取り組んでまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 観光文化スポーツ部 スポーツ振興課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(116 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 3 スポーツ施設 (いわき市民プールの稼働時間について) いわき市民プールは屋外プールで、稼働期間が 7 ～ 8 月の 2 ヶ月間のみである。また、近年では猛暑となることが多く、熱中症対策などが必要となる。 市民プールは大会等で使用するための公認を取得しており、今後も使用継続が予定されていることから、休憩所や屋根の設置、室内プールへの改築など、熱中症対策をするとともに、短い稼働期間を延ばす施策も検討されたい。	[当該事項が発生した原因] いわき市民プールは平成 6 年に建築され、当時は小中学校などの学校プール同様に、太陽の下で泳ぐ「屋外プール」が主流となっていました。 屋外プールは天候や気温(水温)に大きく影響を受けるため、現状では稼働を 7 ～ 8 月の 2 ヶ月に限定せざるを得ない状況にあります。 [現行の事務処理を継続する理由] 現状、熱中症対策としては、プールサイドにパラソル、テントを設置し、サンダル使用と水分の持ち込みを可能としているほか、ロビーには扇風機の設置を行っております。 また、館内放送にて 30 分に 1 回の 5 分間休憩の他、熱中症アラート発令時には水分補給の呼びかけも行っております。 令和 8 年度からは、いわき市民プールを含めた体育施設の質と量の最適化を進め、各施設のあり方整理に本格的に着手したところであり、このなかで、いわき市民プールは学校プールのあり方を踏まえながら、建替えや改修等を検討することとしております。 なお、建替え等の検討にあたっては、屋内仕様や熱中症対策を含めた機能・設備面についても併せて検討してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 観光文化スポーツ部 観光振興課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(122 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 4 観光誘客・健康施設 1 観光施設 (ライブいわきミュウじあむの収支改善について) 利用料は無料であり現状では収入は得られていないが、観光物産施設という特性を生かして売店等の収入を得る手段を検討することが望まれる。また、令和 5 年度の主な支出は指定管理料 34 百万円、そのうち公益費（公益部分に係る費用負担）が 13 百万円である。公益費は面積に応じて負担することになっているため、設置目的である物産の振興施設としての役割と照らし合わせながら現状の面積が必要かどうか検討することが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 ライブいわきミュウじあむに収入がないなか、支出が大きく、特に公益費が大きく占めています。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 ライブいわきミュウじあむが入居する道の駅いわき・ら・ら・ミュウの施設内には、民間企業が運営する土産物の販売店が多数入居しており、民業圧迫を避ける必要があります。 また、現状の面積について、震災展は、震災伝承ネットワーク協議会が定める 3. 1 1 伝承ロードに登録されるなど、本市が推進するホープツーリズムの中核を担っており、市民ギャラリーや人の技コーナーは、地域の物産に関する企画展等を行っています。いずれも条例の設置目的である観光及び物産の振興に沿っており、今後さらなる資料の収集、保管、展示の充実等に向け、必要な面積です。 このため、現行の事務処理を継続しつつ、より効率的な運営に努めてまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 観光文化スポーツ部 文化振興課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(131 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 4 観光誘客・健康施設 1 観覧施設 (草野心平記念文学館の今後の方向性について) 平成 10 年 7 月の開館以降の入館者数は減少傾向にある。現状、様々な企画等を考えて集客しようとしているが集客効果も期待できない。草野心平の名を広めることが目的ならば、人が集まる展示施設などに配置した方が目的をより効果的に達成できると考えられる。利用者 1 人当たりの負担額が他の施設を比較しても多いことから、他の展示施設などへの集約について検討されたい。	〔当該事項が発生した原因〕 近年の著しい物価高、人件費上昇等が企画費等を圧迫し、集客力のある企画展等の開催が難しい状況です。そのため、少子高齢化やライフスタイルの多様化、観光需要の変化等も相まって入館者数は減少しており、費用対効果の面で課題が生じています。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 草野心平記念文学館の設置目的は「草野心平の作品その他の資料を展示し、その業績を顕彰する」ことであり、館内には貴重な文学的資料が膨大に保管されています。 また、当館は、草野心平の生誕地であり執筆活動に大きな影響を与えた豊かな自然環境の中に位置することに加え、近隣の「生家」と一体的な空間として結びつくことにより、顕彰施設としての価値を発揮するものと認識しています。 そのため、現時点では他の展示施設等への集約は困難であると考えております。 なお、今後は、公共施設等総合管理計画（個別施設計画）に基づき引き続き検討していくとともに、効果的な広報活動を行うなど入館者数の増に向けて努めてまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(157 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 5 幼稚園・保育所 (施設カルテに使用する人件費のモデル値に関する検証について) 施設カルテの財務情報の記載において、人件費に全施設一律のモデル値を使用しているため、記載額と決算額とに乖離が生じている。モデル値を使用することは施設カルテ作成の効率性を考慮したものであるが、一方で施設の収支の実態をできるだけ正確に把握することも重要であることから、幼稚園及び保育園に限らず全ての施設について、実際の決算額と重要な乖離が無いかを定期的に検証し、重要な乖離がある場合は、全施設一律にモデル値を適用するのではなく、施設類型毎や職員種別毎に適切なモデル値を使用することを検討することが望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 施設カルテについては、市民の皆様や事業者と、施設の情報を共有し、公共施設等に関する理解を深めるとともに、施設のあり方検討や民間での利活用の検討を進めるために作成しているものです。 施設カルテの人件費についての決算額との乖離は、配置人員や当該人員の給与水準など、人事異動により生じ得るものであり、施設カルテが多様な多くの施設を同一基準での横断的な把握や比較、課題抽出に資する資料であるため、全施設一律のモデル値を使用することは、比較可能性や市民の皆様への理解しやすいの観点から合理的と認識しております。 なお、モデル値については、主査クラスの給与を想定したものでありますが、近年の実績に基づいた見直しを行っていなかったことから、今後は決算額等に基づき毎年度見直してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 こどもみらい部 保育・幼稚園課

監査の実施年度 (令和7年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(158 頁) 第4章 個別施設類型に係る取組みの状況 第5 幼稚園・保育所 (施設カルテの財務情報の活用について) 幼稚園・保育所においては、施設のあり方を検討する際に主に劣化度診断の耐震状況や就園率が判断基準とされており、施設カルテの財務情報として表示されている「面積1㎡あたりの負担額」等の指標は実質的な活用がなされていない。施設カルテにおける財務情報を、施設の統廃合や運営方針の検討における重要な判断基準として積極的に活用していくことで、効率的な施設運営や財政健全化に寄与することが期待される。これらの指標を活用した具体的な分析や評価手法の整備も検討することが望ましい。	[当該事項が発生した原因] 施設カルテの財務情報として表示されている指標について、 ・「面積1㎡あたりの負担額」は、施設設置基準として年齢ごとに必要な面積や設備が定められており、単純なコスト比較に適さない ・「利用者1人あたりの負担額」は、小規模施設の場合には固定経費の影響によりコストが高くなることや、職員配置基準により支援が必要な児童への加配職員配置に伴う人件費が増える仕組みとなっており、誤った判断（コスト高＝非効率）を生じかねない といった課題・懸念があることを考慮し、これらのコスト指標は、施設のあり方を検討する際の判断基準として積極的な活用がなされなかったものです。 [現行の事務処理を継続する理由] 施設のあり方を検討する際に「適切な教育・保育の提供」を最も重要視しており、 ・就園率（定員充足率）や、地域ごとの教育・保育需給バランスを考慮した「必要性」 ・施設の健全度・老朽度を考慮した「安全性」 ・地域ごとの適正配置（通園距離）を考慮した「利便性」 ・多様な保護者ニーズ等を考慮した「質の確保」 といった多角的な指標をもとに、総合的に判断する必要があります。

監査の実施年度 (令和7年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
	コスト指標を重要視して判断すると、地域によっては将来にわたり適切な教育・保育サービス提供を維持できなくなる事態を招くおそれがあります。 よって、幼稚園・保育所における施設のあり方を検討するうえで、コスト指標を判断基準として積極的に活用することは、性質上なじまないと捉えています。 なお、コスト指標が財政健全化に寄与することも十分に念頭に置きながら、今後、コスト指標を（主指標でなく）補助指標として活用するなど、複数の視点で総合的に判断していきます。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(177頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 6 学校関連施設 1 小・中学校 (空き教室の管理について) 小学校の空き教室の状況について、将来の特別支援学級の増加等が考えられることから、各学校で管理しているのが現状とのことである。児童数の減少により空き教室が今後も増えることが見込まれることから、学校支援課において、現在の空き教室の状況を把握し、将来の児童減少による空き教室の見込みや今後の特別支援学級等による空き教室の使用予定等を分析した上で、他の利用方法（公民館等）を検討することが望ましい。	〔当該事項が発生した原因〕 各学校から毎年 5 月に校舎内の配置図(平面図)の提供を受け、施設状況を把握しています。学校校舎内において、必要に応じて一部を「幼稚園」「児童クラブ」として利用している事例はありますが、各学校の施設状況を踏まえながら、毎年度、各学校において学級編成を行っており、現時点では空き教室は発生していません。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 小中学校の児童・生徒数は年々減少しており、普通教室の減少は見込まれるものの、一方で特別支援学級が増加傾向にあるため、現時点においては、他の利用の検討までは至らない状況にあります。 しかしながら、今後、児童生徒数の減少傾向が続くことは想定されることから、空き教室の発生が見込まれた場合には、学校のあり方や公民館のあり方の検討状況を踏まえつつ、児童・生徒の動線確保や安全管理等も考慮しながら、教室の有効な利用方法について、検討したいと考えています。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 教育委員会事務局 学校支援課

監査の実施年度 (令和7年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(181頁) 第4章 個別施設類型に係る取組みの状況 第6 学校関連施設 2 学校給食共同調理場 (施設のダウンサイジング等について) 学校給食共同調理場は、学校給食衛生管理基準で定める2時間喫食が可能な地域に施設を配置され、各施設の調理能力数は施設建設時の受配校をもとに設定されており、児童数の減少により、現在の調理食数まで減少している。余剰調理能力について、設備の更新時に調理能力を引き下げるダウンサイジング等が行われていることを確認したが、児童数は今後も減少が見込まれていることから、学校給食調理業務以外の時間帯を民間に有料で貸し出すなど余剰調理能力の活用方法についても今後検討されたい。	〔当該事項が発生した原因〕 学校給食共同調理場は、学校給食という特定目的（児童生徒の安全・衛生・安定供給）に最適化された施設であり、各施設の設備は、児童・生徒数の減少傾向を踏まえつつ、設備更新時等にダウンサイジングを行うなど、規模の適正化を図ってきたものです。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 設備更新は一定期間のサイクルにより行っており、随時行えるものではないため、児童生徒数の状況により、余剰調理能力が少なからず生じるものです。 このため、現行どおり、十分な調理能力の確保を前提として、設備更新時等にダウンサイジングを行うなど、規模の適正化を図ることとしますが、児童・生徒数の減少傾向は今後も続くことが推測されることから、将来的な調理場のあり方については、引き続き検討を行っていきます。 なお、令和12年4月の供用開始を予定している新たな学校給食共同調理場においては、業者選定にあたって、応募事業者に対し、長期休暇中の施設の有効活用方法について提案をするよう求めています。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(196 頁) 第 4 章 個別施設計画類型に係る取組の状況 第 7 公営住宅 (市による特別市営住宅(特公賃)の運営継続の必要性の検討について) 特公賃は、中堅所得者向けに居住環境が良好な公共賃貸住宅を供給することを目的として設置されているものであり、いわき市では愛宕団地 20 戸を管理しており、入居率は 80%と一定の需要はあるものと考えられる。しかし、公営住宅及び改良住宅が住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃により居住水準の安定を図るための公共賃貸住宅であるのに対し、特公賃は中堅所得者向けの公共賃貸住宅であり、社会福祉の観点からは緊急性・必要が高いとは言い難く、中堅所得者は、民間の住宅ストックから住宅の調達が可能と考えられる。特公賃の愛宕団地については、個別施設計画の方向性として長寿命化とされているが、長寿命化を実施して今後も市が施設を保有する形式で運営を継続する意義があるかどうかを検討することが望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 特別市営住宅(特公賃)の設置目的が他の市営住宅と比較し社会福祉の観点からの緊急性や優先度が低いと考えられているためです。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 住生活基本計画では、市民一人一人のライフスタイルやライフステージに応じた住替えを支援する施策の一つとして、特別市営住宅(特公賃)の活用促進を位置付けています。 特公賃は、景気や経済動向に左右されることがなく、良好な居住環境を安定的に提供することが求められることから、市が直接設置し運営しています。 また、管理運営を他の市営住宅と一括で指定管理者に委託することで管理運営コストを最小化していることや、一定の入居需要があり市民のニーズが高いと考えられるため、当面は現在のストックを活用し、現行の管理体制を維持します。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(199 頁) 第 4 章 個別施設設計類型に係る取組の状況 第 7 公営住宅 (稼働率が低い団地の事業計画の見直しについて) 政策空家を除いた入居率は 76.8%に留まっており、市営住宅の管理戸数が過剰となっている状況が窺える一方で、応募倍率は毎年 2 ～ 3 倍程度で推移していることから、需要と供給がミスマッチの状況になっており、市としても課題を認識している。稼働率が低い団地については、その原因が老朽化や立地にあるのか、応募が低調な要因を分析の上、間取りや設備を改修することにより改善する見込みがあるのか、継続して維持する必要があるのかをより詳細に検討し、今後の事業計画に落とし込むことが望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 入居率が低い要因は、建物や設備が古いことや立地の利便性が悪いことが主な原因と考えられることから、入居率を向上させるための取組として、現在、定期募集のほか、移転推進施策を実施しているところです。 今後については、これまでの取組を継続するとともに、公営住宅等長寿命化計画の次期改定において、入居率の分析結果を踏まえ、計画に反映させてまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和7年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(207 頁) 第4章 個別施設計類型に係る取組の状況 第7 公営住宅 (民間の住宅ストックの利活用について) 総合管理計画において、民間の住宅ストックを最大限に活用したサービスを提供していくべきとしているものの、同計画の今後の取組内容については、民間の住宅ストックに係る利活用に関する事項が含まれていない。老朽化が進む建物についてそのあり方の見直しを進めるにあたっては、改善事業を実施する場合と建替事業を実施する場合のライフサイクルコスト比較のみならず、借上型の市営住宅への移行や家賃補助、空き家活用といった、代替施策の導入による行政コスト削減の可能性も視野に入れて検討することが必要と思われ、今後のいわき市公営住宅等長寿命化計画の見直し時には、市全体としての必要な住戸ストック規模を検討するとともに、代替施策の導入による住戸ストックの確保もあわせて検討することが望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 公営住宅等長寿命化計画においては、市が実施している代替施策(高優賃による家賃補助事業)の実施状況について踏まえたうえで検討を行っております。 同計画の次期改定にあたっては、同様に代替施策の実施状況や導入等を踏まえて検討してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和7年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(210 頁) 第4章 個別施設計類型に係る取組の状況 第7 公営住宅 (目標管理戸数の考え方について) 現在の目標管理戸数について、既存の供給量で必要数を賄えることから、公営住宅を整備する必要戸数の考え方としては一定の合理性があるものと考えられるものの、既存の供給量が過剰となっていないかどうかの検討が十分に反映されていない。また、総合管理計画等において、民間住宅の活用について言及されているが、現在の目標管理戸数の算定においては、家賃低廉化等の補助や空き家のセーフティネット住宅としての活用といった市営住宅の代替となる施策による管理戸数の削減可能性についての検討がされていない。適正な管理戸数について、令和9年度に検討し見直す際には、実需として真に必要な戸数はどれだけあるのか、他の住宅政策や福祉政策により対応できる戸数はどれだけあるのか、という視点での検討も加えるようにして頂きたい。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 現在の目標管理戸数については、公営住宅等長寿命化計画において需給バランスを基に設定しており、算定にあたっては、既存ストックの供給量のみではなく市が実施している代替施策（家賃補助事業）を踏まえて設定しております。 同計画の次期改定にあたっては、同様に代替施策による供給量や導入等について検討してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(212 頁) 第 4 章 個別施設設計類型に係る取組の状況 第 7 公営住宅 「公営住宅供給量の推計」における県営住宅との平仄について 市営住宅と同種の機能を有する公共施設として、市内には県が運営する県営住宅及び復興公営住宅も存在している。現状の目標管理戸数の算定にあたっては、県営住宅についても復興公営住宅及び募集停止中の団地を除いたところで推計に含めているが、復興公営住宅については、令和 5 年度から募集対象者の拡大が行われている。県においても県営住宅の整備・運営に関する計画があることから、適正な管理戸数を令和 9 年度に検討し見直す際には、県営住宅の供給量の推計について、県の動向や今後の計画との平仄を合わせられるよう留意頂きたい。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 現行の公営住宅等長寿命化計画における目標管理戸数については、国土交通省が平成 28 年 8 月に策定した「公営住宅等長寿命化計画策定指針(改定)」に基づき、算出しており、県営住宅の供給量等を踏まえた数値となっております。 同計画の次期改定にあたっても、同様に県営住宅に関する動向や計画に留意して算出する考えです。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(213 頁) 第 4 章 個別施設計類型に係る取組の状況 第 7 公営住宅 (目標管理戸数と現状の管理戸数の乖離について) いわき市公営住宅等長寿命化計画等において、令和 7 年度末の市営住宅の目標管理戸数は約 6,000 戸程度とされているのに対し、令和 7 年 6 月末時点における管理戸数 7,528 戸となっており、管理戸数の縮減目標には大幅な計画未達となっている。入居者の移転推進策の推進等により、老朽化した住棟や団地の入居者の移転を進めてはいるものの、法的な制約も多く、最終的には入居者の自由意思に委ねられてしまうため、劇的な改善は見込めていない。引き続きより一層の移転推進策の推進が望まれる。	〔当該事項が発生した原因〕 目標管理戸数に向けた管理戸数の縮減について、入居者の意向に配慮して進めており、時間を要しているためです。 〔現行の事務処理を継続する理由〕 移転推進施策として、令和 6 年度までは老朽化した住宅の入居者に対し住替えを提案する方法により実施していましたが、令和 7 年度からは、住替えを効果的、効率的に進めるため、公募する方法に変更しました。 さらに、令和 8 年度は事業内容を拡大して実施しており、今後も事業成果を踏まえて、移転推進に取り組んでまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(214 頁) 第 4 章 個別施設計画類型に係る取組の状況 第 7 公営住宅 (改善事業の実施対象団地の選定について) 令和 7 年度から令和 9 年度までの交付金を活用した改善事業実施予定に、個別施設計画で「あり方見直し」とされている住棟に対するものが、事業費ベースで 2 割超含まれている。 改善事業実施予定の対象となっている「あり方見直し」とされている団地の稼働率（政策空家を除く）は 7 割を下回っている団地が大半であり、改善事業を実施して得られる効果が高いとは言えないと思われる。令和 9 年度には目標管理戸数の見直しが予定されており、「あり方見直し」とされている住棟・団地について、築年数が古い住棟・団地を中心に事業手法の変更が生じることも予想される。改善事業の実施団地の選定については、より一層の慎重な検討が望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 個別施設計画において「あり方見直し」としている施設についても、居住している住民の安全な居住環境を確保するための工事等は、必要に応じて実施してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 土木部 住宅営繕課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(217 頁) 第 4 章 個別施設設計類型に係る取組の状況 第 7 公営住宅 (今後の移転推進策の展開について) 令和 5 年度に実施した市営住宅入居者意向調査の結果、移転否定派が 64%を占めている。当該層については、新たな移転推進策の導入により、今後は移転意向に転じる可能性はあるものの、個別交渉による対応が必要として、この層に向けた新たな対策を講じることができていない。当該層については、年齢・収入を原因として移転しない(できない)ことが示唆されており、他の福祉政策等による解決を図らなければならないことも想定され、住宅営繕課による市営住宅間の住替えによる対応のみでは限界があると考えられることから、他の関連部署との連携も視野に、新たな対策を講じていくことが望まれる。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 福祉部門との連携については、これまでも、高齢入居者の見守り・訪問などに取り組んできたところです。 また、移転推進策として令和 7 年度から実施している「市営住宅間住替え事業」においても、同様に保健福祉部と連携して事業を実施しております。 今後においても、効果的かつ円滑に事業を実施するため福祉部門と連携してまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(234 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 1 一般庁舎 (縮減目標について) コスト縮減目標は、一定の仮定の下で試算した効果額であり、個別管理計画の見直しを行った上で目標を再度精査することになっているものの、本庁舎や東分庁舎について、すべて民間へ移譲又は廃止した場合を想定していること自体、現実的とは言えず縮減目標が過大に見積もられていると言わざるを得ない。小川支所はコスト縮減目標の対象施設となっているが、新耐震基準となっていることから、再度精査する際には目標から除外すべきである。川前支所は、既に新庁舎への移転が完了していることから、再度精査する際には目標から除外すべきである。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 機能類型ごとの縮減目標額は、検討上の最大値として、各施設を廃止した場合に見込まれる効果額を一律に積み上げたものです。現在、各所管部課が市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に沿って、市民の皆様との対話を重ねながら整理・検討を進めております。 今後は、計画改定のタイミングに合わせて、こうした検討の進捗を踏まえ、より確度の高い目標値へ見直します。 なお、現行の総合管理計画策定後に建設した現小川支所及び、廃校施設を利活用している現川前支所につきましても、同時期に計画へ反映させてまいります。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 消防本部 総務課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(244 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 2 消防庁舎 (川前分遣所の移転について) 川前分遣所は、令和 6 年度に川前支所が移転したことにより近接していた支所との距離間が生じている。また、築年数 47 年の木造で老朽化が進んでいることに加え、土砂災害特別警戒（土石流）の災害リスクが識別されている。消防本部では、令和 7 年度にあり方検討部会を立ち上げているものの、早急に移転改築を検討する必要がある。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 あり方検討部会で検討した結果、災害時における地区災害対策本部との連携を考慮すると、場所については、川前分遣所を桶売地区へ移転することが望ましいとの結論に至りました。 しかし、庁舎移転費用や川前管内の人口動態など、総合的に勘案する必要があることから、当面の間は現状維持すると整理したものです。

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 財政部 施設マネジメント課

監査の実施年度 (令和 7 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
(248 頁) 第 4 章 個別施設類型に係る取組みの状況 第 8 庁舎 2 消防庁舎 (縮減目標額について) 総合管理計画における消防庁舎のコスト縮減目標額は、55 百万円となっている。算定根拠は、旧耐震基準である小名浜・勿来・旧内郷・田人・川前の経常的にかかる経費と今後想定される中規模修繕費等の合算である。コスト縮減目標は、一定の仮定の下で試算した効果額であり、個別管理計画の見直しを行った上で目標を再度精査することになっているものの、前提として主たる建物が旧耐震基準に該当する施設を仮にすべて民間へ移譲又は廃止した場合となっており、消防庁舎に関しては、民間への移譲は想定されず、また令和 12 年度までの廃止も現実的ではなく、施設に応じた目標設定が必要である。	〔現行の事務処理を継続する理由〕 機能類型ごとの縮減目標額は、検討上の最大値として、各施設を廃止した場合に見込まれる効果額を一律に積み上げたものです。 現在、各所管部課において市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画に沿って、整理・検討を進めております。 今後は、計画改定のタイミングに合わせて、こうした検討の進捗を踏まえながら、より確度の高い目標値へ見直します。